

70歳以上75歳未満の方(令和8年8月診療分から令和9年7月診療分まで)

負担割合	住民税	負担区分	世帯所得要件 (住民税課税所得)	自己負担限度額(月額)		年間上限
				通院のみ (個人単位)	通院+入院 (世帯単位)	通院+入院 (世帯単位)
3割	課税	現役並みⅢ	690万円以上	270,300円+(総医療費-901,000円)×1% 【多数回該当140,100円】		1,680,000円
		現役並みⅡ	380万円～690万円未満	179,100円+(総医療費-597,000円)×1% 【多数回該当93,000円】		1,110,000円
		現役並みⅠ	145万円～380万円未満	85,800円+(総医療費-286,000円)×1% 【多数回該当44,400円】		530,000円
2割	非課税	一般	145万円未満	22,000円 <年間上限216,000円>	61,500円 【多数回該当44,400円】	530,000円
		低所得Ⅱ	所得がある方がいる世帯	11,000円 <年間上限96,000円>	25,700円 【多数回該当24,600円】	290,000円
		低所得Ⅰ	全員の所得が0円の世帯 (年金収入が826,500円以下は 所得0円とみなします)	8,000円	15,700円	180,000円

多数回該当…過去1年以内に3回以上高額療養費に該当したときの4回目以降の自己負担限度額。

年間上限…1年間(8月～翌7月診療分)の自己負担額の合計が上限額を超える場合は高額療養費の支給対象となります。(該当の方には市から通知します。)

<計算上の注意>

- ・加入者一人につき、1か月ごと、医療機関の入院、通院ごとに計算します。
- ・違う病院、診療所、歯科は別計算です。
- ・保険調剤薬局で支払った薬代(医師が処方したもの)と処方した医療機関の診療費は合算できます。
- ・すべての保険対象医療費を合算して、その額が自己負担限度額を超える場合は高額療養費の支給対象となります。